

附錄
一

昭和十年國富及び國民所得推計方法

- (一) 昭和十年國富推計方法
- (二) 昭和十年國民所得推計方法

ここに掲載した推計方法は昭和十年の國富及び國民所得を推計するに當つて準拠した「昭和十年國富及國民所得調査要綱」より抜萃したものである。従つて「昭和五年國富調査報告」及び「昭和五年國民所得調査報告」中に示すような個々の計数を如何に取扱つて推計したかの具體的過程は示されていない。しかし一切の計算資料を失つた現在に於て昭和十年の國富及び國民所得の推計方法を知るに付てはこれ以外に手掛りがないので「及ばざれども滿たす」の意味に於て特に掲載した。なお推計方法中には

別表甲（標本調査を行つた際調査世帯に配付した調査票様式）

別表乙（標本調査を行つた際世帯以外の調査箇所配付した調査票様式）

別表丙（標本調査の調査対象数）

が示されているが、紙数の關係上これを割愛しなければならなかつたのでこの点を断つて置く。

（一）昭和十年國富推計方法

一 土地の價額

土地を有租地、免租年期地、免租地及びその他の四種に分ち

有租地はこれを田、畑、宅地、塩田、鉾泉地、池沼、山林、牧場、原野及び雜種地の十目に區別し、田、畑、宅地、塩田の價額は大藏省調査の各府縣中等地一段歩当り賣買價格に各その總段別を乗じて算出し、その他に付ては各中等地一段歩当り賣買價格を各府縣に照會の上決定し、同價格に大藏省調査に係るその府縣別總段別を乗じてその價額を算出す。

免租年期地はこれを田、畑、宅地、塩田、鉾泉地、池沼、山林、牧場、原野、その他の十目に區別し、各目に付平均一段歩價格を大藏省調査の地價を基礎として決定し、これに大藏省調査の總段別を乗じてその價額を算出す。

免租地はこれを公立學校用地、私立學校用地、府縣社地、鄉村社地、招魂社地、墳墓地、火葬場敷地、用懸水路、溜池、堤塘、井溝、鐵道用地、軌道用地、水道用地、道路保安林、砂防地、公園地、府縣廳敷地、市区役所敷地、町村役場敷地、警察官衙敷地、議事所敷地、

免租年期地

有租地

免租地

郵便電信電話用地、農事試験場敷地、工業試験場敷地、水産試験場敷地、病院敷地、隔離病舎敷地、隔離所敷地、消毒所敷地、検疫所敷地、運河用地、模範林用地、種畜場敷地、蠶業試験場・原蠶種製造所及び蠶業取締所敷地、その他に分ち、右の中公有に属するものの各一段歩当り地價を各府縣に照会の上決定し、同地價を私有に属するものに付ても準用し、大藏省調査の各総段別に依つてその價額を算出す。

その他の土地は宮内省及大藏省調査によりその價額を計上す。

二 鑛山の價額

各鑛山に付別表「乙第二号」によりその埋藏量見積價額を調査して算出す、但し埋藏量不明のものに付てはその最近一箇年鑛産見積價額を資本還價してその價額を算出す。

三 港灣及び運河の價額

港灣及び運河中昭和十年内に新設又は拡張したる分についてはその新設又は拡張費を計上し、又既存のものについては各平均持久年数を推定し、内務省及び各府縣調査による昭和十年に至る最近五箇年間の一箇年平均修築費に右推定持久年数を乗じて得たる價額を計上す。

四 橋梁の價額

橋梁を鉄橋、石橋、混泥土橋、木橋、その他の五種に分ち、その各一間当り建設費より減耗部分を除きたる額を推定し、これに内務省及び各府縣調査による各種橋梁の総間数を乘じてその價額を算出す、但し減耗部分の推定は各種橋梁の持久年数及び架設後昭和十年末に至る平均經過年数を見積りて行うものとす。

五 樹木の價額

農林省調査に依り用材（竹材を含む）及び薪炭材たるべき樹木、果樹、桑樹及び茶樹の数量を見積り、これを各平均單價に乘じてその價額を算出す。

六 家畜及び家禽の價額

家畜についてはこれを牛、馬、緬羊、山羊及び豚の五種に分ち、農林省調査により各一頭平均の賣買價格を見積り、これに総頭数を乘じてその價額を算出し、家禽については農林省調査による價額を計上す。

なお養魚及び蜜蜂についても農林省調査により、その價額を算定の上本項價額中に合算す。

七 建物の價額

建物を一般住家と然らざるものとに分ち

其の他の土地

家畜及び家禽

養魚及び蜜蜂

一般住家

一般住家については建物の構造別一坪当り建築費を府縣に照会し、これと標本の実地調査結果による建物の構造別延建坪数及び経過年数とに基きて算出したる一世帯当り建物價額に普通世帯数を乗じてその價額を算出す、但し附属建物については標本の実地調査による一世帯平均延建坪数に本建物の一坪当り價額を準用してその價額を算出す。

本実地調査は別表「丙第一号」により選定したる北海道以下三十四府縣に於ける普通世帯につき別表「甲第一号乃至第六号」の調査票を以て府縣を介し所要事項を調査するものとす。

一般住家に非らざる建物

一般住家に非らざる建物はこれを官有、公有及び私有に分ち、官有及び公有建物については各省及び各府縣の調査によりその價額を算出し、私有建物については官有及び公有建物價額を準用し得るものを除き、工場、会社、寺院教会、娛樂場、旅館、その他建物の價額はその各若干につき別表「乙第一号乃至第八号」により各管理者に照会の上その平均價額を見積り、これに各省及び各府縣調査に係る場屋数を乗じてその價額を算出す。

八 工業用機械器具の價額

官有及び公有工業用機械器具

工業用機械器具はこれを官有、公有及び私有に分ち
官有及び公有工業用機械器具については各省及び各府縣調査によりその價額を計上す。

私有工業用機械器具

私有工業用機械器具については別表「丙第二号」により各種工場若干につき別表「乙第三号」により照会の上工業の種類及び規模別一工場当り工業用機械器具價額を評價し、これに商工省調査に係る工業の種類及び規模別工場数を乗じてその價額を算出す。

九 鐵道及び軌道の價額

鐵道省調査に係る鐵道及び軌道（橋梁及び隧道を含み、用地及び停車場を除く）の各一杆当り建設費より平均減耗部分を控除したる額に各線路の総杆数を乗じてその價額を算出す、但し減耗部分の推定は鐵道及び軌道の耐使用年限及び新設又は改修後昭和十年末に至る平均経過年数を見積りて行うものとす。

一〇 諸車及び航空機の價額

諸車

諸車はこれを機關車、客車、貨車、電車、乗用馬車、荷積馬車、牛車、荷車、乗用自動車、荷積自動車、人力車、自動自轉車、自轉車等に分ち、右の中その價額調査あるものは同調査結果によりその價額を計上し、然らざる場合に於ては各種車の平均製造費より減耗部分を除きたる額に内務省調査に係る各台数を乗じてその價額を算出す、但し減耗部分の推定は各種車の耐使用年限及び新造後昭和十年末に至る平均経過年数を見積りて行うものとす。

航空機

航空機については逓信省、陸軍省及び海軍省調査に基き諸車の場合に準じてその價額を

算出す。

一一 船舶の價額

船舶はこれを官有、公有及び私有船舶に区分し

官有及び
公有船舶
一般船
船

官有及び公有船舶は更にこれを一般船舶及び艦艇に分ち、一般船舶については各省及び各府縣調査に基き其の價額を算出す。

艦艇

艦艇については海軍省調査によりその價額を計上す。

私有船舶

私有船舶はこれを噸數船、石數船及び小船の三種に分ち

噸數船

噸數船についてはその階級別一噸当り建造費より減耗部分を控除したる額を見積り、こ

れに逓信省調査に係る各階級別船舶の総噸數を乗じてその價額を算出す。

石數船

石數船についてはその一石当り建造費より減耗部分を控除したる額を見積り、これに逓信省調査に係る総石數を乗じてその價額を算出す。

小船

小船についてはその平均建造費より減耗部分を控除したる額を見積り、これに内閣統計局調査に係る總隻數を乗じてその價額を算出す。

但し減耗部分の推定は船舶の耐使用年限数及び昭和十年末に於ける平均船齡を見積りて行うものとす。

一二 電氣及び瓦斯供給設備の價額

電氣供給
設備

電氣供給設備については逓信省及び電氣協會調査により発電所設備（土地建物を除く）及び送電・配電線路設備（土地を除く）の減耗部分を控除したる價額を調査し、並びに変電所の各種機械器具の數を計上し、この各を減耗部分を控除したる各平均單價に乘じてその價額を算出す。なお減耗部分の推定は耐使用年限数及び新設後昭和十年末に至る平均經過年數を見積りて行うものとす。

瓦斯供給
設備

瓦斯供給設備の價額については帝國瓦斯協會調査による機械、導管、計量器、その他の價額に基き算出す。

一三 電價及び電話設備の價額

内務省、逓信省及び鐵道省調査に基きその價額を算出す。

一四 水道設備の價額

内務省調査の上下水道敷設總工事費を時價に見積り、これより減耗部分を控除してその價額を算出す、但し減耗部分の推定は耐使用年限数及び新設後昭和十年末に至る平均經過年數を見積りて行うものとす。

一五 所藏財貨の價額

家具家財の價額

家具家財（商品を除く）を一般住家内に在るものと然らざる建物内に在るものとに分ち前者の價額は別表「甲第一号乃至第六号」による標本的實地調査結果に基き一世帯平均家具家財の價額を見積りこれに普通世帯總數を乗じてその價額を算出し、後者の價額は一般住家に非ざる各種建物の若干につき別表「乙第一号乃至第八号」により調査の上建物の種類別平均一建物当り家具家財の價額を見積りこれにそれぞれ各種建物の數を乗じて算出す。

2 生産品の價額

生産品を生産者の手許に在るもの、官公私営倉庫内に在るもの、商店に在るもの及び輸送中のものに分ち

生産者の手許に在る生産品

生産者の手許に在る生産品については別表「甲第一号乃至第三号」による標本的實地調査の資料並に各種生産業者若干につき別表「乙第一号乃至第三号」による照会調査を施行して得たる種類及び規模別一生産業者当り手持額によりその價額を算出す。

官公私営倉庫内に在る生産品

官公私営倉庫内に在る生産品については各省、日本銀行、その他の調査によりその價額を算出す。

商店に在る生産品

商店に在る生産品については一般商店に在りては別表「甲第四號及び第五號」による標本的實地調査及び「乙第四號」による照会調査の資料により、百貨店及び市場にありては

その若干に照会して得たる資料により各その手持生産品の平均價額を算出し、これによつてその総價額を算出す。

輸送中の生産品

輸送中の生産品については鉄道省及びその他の調査に係る各種貨物の輸送延噸數と平均所要運送時間とによりその數量を算出し、これを一噸当り價格に乗じて総價額を算出す。

3 鑄貨及び金銀地金の價額

鑄貨は大藏省調査によりその實價額を算出し、金銀地金は大藏省調査に係る政府、日本銀行、諸金融機関等の所有額を計上す。

上記各場合を通じ官公有に属するものについては当該官公廳に照会の上其の價額を計上す。

一六 雜

上記各項目に属せざる物的財貨にして工作物、兵器、機械器具、凶書館・博物館の所藏品等その價額相当大にして且つ見積り可能なるものの價額を計上す。

一七 對外債權債務差額

對外債權債務を官、公及び私人の債權債務に分ち、外務省、大藏省及び日本銀行調査によりその差額を計上す。

(十二) 昭和十年國民所得推計方法

一 農業純收益

農業純收益はこれを農家の農業純收益及びその他の農業純收益に分ち

農家の農業純收益については別表「丙第一号」により選定したる北海道以下三十四府縣に於ける農業世帯につき別表「甲第一号」所載の調査票を以て實地に調査して得たる一農業世帯当り農産総價額よりその生産に要したる種苗・蚕種及び種卵代、光熱及び薬剤代、種畜種禽養畜養禽の購入代、飼料・肥料代及び農具代を控除したる價額の一農業世帯当り農産総價額に対する割合を算出し、この割合を全國農家の農産推計総價額に乗じてこれを算出す。

農家の農産推計総價額は農林省及び各府縣調査に基き推計したる農家の農作物生産総價額及び産繭総價額に上記標本的實地調査結果及び農林省調査資料に基き推計したる農家の畜産物総價額及び林産物総價額を合算してこれを算出す。

其の他の
農業純收
益

その他の農業純收益についてはこれを更に私営專業養畜養禽業の純收益、私営專業林業の純收益及び官公營農業の純收益に分ち

私営專業養畜養禽業の純收益についてはその經營の若干につき照会して得たる一經營当り收益総額よりその生産に要したる種卵・種繭代、光熱・薬剤代、種畜種禽養畜養禽の購入代、飼料代及び器具代を控除したる價額に農林省調査資料に基き推計したる全國私営專業養畜養禽業經營総数を乘じてこれを算出す。

私営專業林業の純收益についてはその經營の若干につき照会して得たる一經營当り收益総額よりその生産に要したる種苗及び器具代を控除したる價額に昭和五年及び昭和十年國勢調査結果に基き推計したる全國私営專業林業經營総数を乘じてこれを算出す。

官公營農
業の純收
益

二 水産業純收益

水産業純收益は別表「丙第一号」により選定したる北海道以下三十四府縣に於ける自營水産業世帯につき別表「甲第二号」所載の調査票を以て實地に調査して得たる結果及び水産会社につき別表「乙第一号」所載の調査票を以て照会調査して得たる結果による個人及び会社別漁撈及び養殖業一經營当り漁獲物または收穫物総價額よりこれに要したる種苗代、光熱・餌料費及び漁船漁具費を控除したる價額の一經營当り漁獲物または收穫物総價額に

私營專
業林業
の純收
益

私營專
業養畜
養禽業
の純收
益

対する割合を算出しこの割合を農林省調査の全國漁獲物または收穫物総價額に乘じてこれを算出す。

三 鑛業純収益

鑛業純収益は各鑛山につき別表「乙第二号」所載の調査票を以て照会調査して得たる種類別一鑛山当り鑛産総價額よりその生産に要したる動力・光熱費及び工作物・機械器具の減耗費を控除したる價額の種類別一鑛山当り鑛産総價額に対する割合を算出し、この割合を商工省調査に基き推計したる種類別全國鑛産総價額に乘じてこれを算出す。

但し官營鑛業純収益については当該官廳に照会して得たる結果によりこれを計上す。

四 工業純収益

工業純収益はこれを工場工業純収益及び製塩業純収益に分ち

工場工業純収益中使用職工数五人未満の家内工業純収益については別表「丙第一号」により選定したる北海道以下三十四府縣に於ける自營工業世帯につき別表「甲第三号」所載の調査票を以て实地に調査して得たる結果による種類別一工業世帯当り工産総價額よりその生産に要したる原料・光熱・動力及び機械器具代を控除したる價額に昭和五年及び昭和十年國勢調査結果により推計したる種類別全國自營工業世帯総数を乘じてこれを算出す。

使用職工数五人以上の工場工業純収益

工場工業純収益
使用職工数五人以上の家内工業純収益

使用職工数五人以上の工場工業純収益については別表「丙第二号」により選定したる工場につき別表「乙第三号」所載の調査票を以て照会調査して得たる結果による種類別一場当り工産総價額よりその生産に要したる原料・廣告・光熱・動力費及び工作物・機械器具減耗費を控除したる價額の種類別一場当り工産総價額に対する割合を算出しこの割合を商工省調査に基き推計したる種類別全國工産総價額に乘じてこれを算出す。

但し土木建築・映画製作及び新聞雜誌発行業純収益については既存資料及び各経営の若干につき照会して得たる資料に基きこれを算出す。

製塩業純収益

製塩業純収益については大藏省調査資料に基き推計したる製塩業一経営当り製塩総價額よりその生産に要したる原料・燃料費及び工作物・機械器具減耗費を控除したる價額の製塩業一経営当り製塩総價額に対する割合を算出し、この割合を大藏省調査全國製塩総價額に乘じてこれを算出す。

官公營純収益

上記各場合を通じ官公營に係るものの純収益については当該官公廳に照会して得たる結果によりこれを計上す。

但し以上の各價額中には消費税額を含まず。

五 商業純収益

物品販賣
業純収益

商業純収益はこれを物品販賣業純収益、媒介周旋業純収益、金融・保険業純収益、貸地・貸家業純収益、娯樂・興業に関する業の純収益及び接客業純収益に分ち

・貸家業純収益、娯樂・興業に関する業の純収益及び接客業純収益に分ち

物品販賣業純収益については別表「丙第一號」により選定したる北海道以下三十四府縣に於ける卸賣及び小賣商店につき付別表「甲第四号」及び「甲第五号」並に別表「乙第四号」所載の調査票を以て調査して得たる卸賣及び小賣商店の各一商店当り賣上総價額よりこれに要したる商品仕入代、廣告・光熱費及び機械器具代を控除したる價額の卸賣及び小賣各一商店当り仕入價額に対する割合を算出し、この割合を既存資料、標本的實地調査及び照会調査結果により推計したる商人の手を経て配給せられたる財貨の総價額に乗じてそれぞれこれを算出す。

媒介周旋
業純収益

媒介周旋業純収益については既存資料及び媒介周旋業經營の若干につき照会して得たる資料による種類別一經營当り收入総額よりこれに要したる光熱・交通及び廣告費を控除したる價額に昭和五年及び昭和十年國勢調査結果によりて推計したる種類別全國媒介周旋業經營總数を乘じてこれを算出す。

金融・保
險業純
収益

金融・保険業純収益については既存資料及び金融・保険業經營の若干につき照会して得たる資料による種類別一經營当り金利及び保険料以外の收入よりこれに要したる光熱及び交通費を控除し之に金利及び保険料關係事務に要したる人件費を合算したる價額を算出しこの價額に内閣統計局、大藏省及び商工省調査資料に基き推計したる種類別全國金融・保險業經營總数を乘じてこれを算出す。

貸地・貸
家業純
収益

貸地・貸家業純収益については既存資料により算出したる居住用貸宅地及び貸家の賃貸價額總額よりその維持修繕費を控除したる價額を計上す。

娯樂・興
行に關
する業
の純
収益

娯樂・興行に関する業の純収益については娯樂・興業經營につき別表「乙第五号」所載の調査票を以て照会調査して得たる資料による種類別一經營当り收入総額よりこれに要したる光熱・廣告・衣裳費、フィルム代及び機械器具減耗費を控除したる價額（消費税額を含まず）を算出し、この價額に内務省調査による種類別全國娯樂・興行經營總数を乘じてこれを算出す。

接客業純
収益

接客業純収益については既存資料及び接客業經營につき別表「乙第六号」所載の調査票を以て照会調査して得たる結果並にその若干につき照会して得たる資料による種類別一經營当り收入総額よりこれに要したる原料・光熱・廣告費及び器具調度品費を控除したる價額（消費税額を含まず）を算出し、この價額に内閣統計局及び内務省調査に基きて推計したる種類別全國接客業經營總数を乘じてこれを算出す。

官公營純
収益

鉄道・軌
道業純收
益

自動車運
輸業純收
益

人力車・
荷車運輸
業純収益

船舶運輸
業純収益

航空運輸
業純収益
運輸取扱
業純収益

上記各場合を通じ官公營に係るものの純収益については当該官公廳に照会して得たる結果によりこれを計上す。

六 交通業純収益

交通業純収益はこれを鉄道・軌道業純収益、自動車運輸業純収益、人力車・荷車運輸業純収益、船舶運輸業純収益、航空運輸業純収益、運輸取扱業純収益及び通信業純収益に分ち鉄道・軌道業純収益については鉄道省調査その他既存資料による鉄道・軌道業営業益金総額に諸税及び俸給・賃銀総額を合算してこれを算出す。

自動車運輸業純収益中会社経営に係るものについては商工省調査によるその純益金総額に諸税、借入金利子、諸積立金及び俸給・賃銀総額を合算してこれを算出す。

但し諸税は大藏省調査資料に基きてこれを推計し、借入金利子及び諸積立金は商工省調査資料に基きてこれを推計し、俸給・賃銀総額は既存資料及び自動車運輸会社の若干につき照会して得たる資料により一会社当り俸給・賃銀額を算出し、この價額に商工省調査全國自動車運輸会社総数を乗じてこれを算出す。

個人経営に係るものについてはその経営の若干につき照会して得たる一経営当り収入総額よりこれに要したる油代、廣告費及び車輛減耗費を控除したる價額を算出し、この價額に昭和五年及び昭和十年國勢調査結果に基きて推計したる全國自動車運輸業個人経営総数を乗じてこれを算出す。

人力車・荷車運輸業純収益については個人経営の自動車運輸業の場合に準じてこれを算出す。

船舶運輸業純収益中会社経営に係るものについては商工省調査によるその純益金総額に諸税、借入金利子、諸積立金及び俸給・賃銀総額を合算してこれを算出す。

但し諸税は大藏省調査資料に基きてこれを推計し、借入金利子及び諸積立金は商工省調査資料に基きてこれを推計し、俸給・賃銀総額は既存資料及び船舶運輸会社の若干につき照会して得たる資料により一会社当り俸給・賃銀額を算出し、この價額に商工省調査全國船舶運輸会社総数を乗じてこれを算出す。

個人経営に係るものについてはその経営の若干につき照会して得たる一経営当り収入総額よりこれに要したる燃料・廣告費及び船舶減耗費を控除したる價額を算出し、この價額に昭和五年及び昭和十年國勢調査結果に基きて推計したる全國船舶運輸業個人経営総数を乗じてこれを算出す。

航空運輸業純収益については各航空運輸会社に照会して得たる結果によりこれを計上す。運輸取扱業純収益については自動車運輸業の場合に準じてこれを算出す。

通信業純
收益
官公營交
通業純收
益

公務、自
由業純收
益

公務純
收益

自由業
純收益

家事使用
人の純收
益

通信業純収益については逓信省調査資料によりその價額を算出す。
上記各場合を通じ官公營に係るものの純収益については当該官公廳に照会して得たる結
果によりこれを計上す。

七 公務、自由業及び家事純収益（他の項目中に包含せられるものを除く）

公務、自由業及び家事純収益はこれを公務、自由業の純収益及家事使用人の純収益に分ち
公務、自由業の純収益中公務純収益については官公廳の調査資料によりて官吏、公吏、
雇傭員及び陸海軍現役軍人の俸給・給料総額を計上す。

自由業純収益については既存資料及び関係個所の若干につき照会して得たる資料により
種類別自由業一経営当り純収益額を算出し、この價額に内閣統計局、内務省、司法省及び
文部省調査資料に基づき推計したる種類別全國自由業経営総数を乗じてこれを算出す。

家事使用人の純収益については商工省調査により平均給料額を推計し、この價額に昭和
五年及び昭和十年國勢調査結果によりて推計したる全國家事使用人総数を乗じてこれを算
出す。

八 國際投資及び事業利得差額

國際投資及び事業利得差額は大蔵省調査によりてこれを計上す。

附錄 二

大正十四年及び昭和五年項目別國民所得額

(一) 大正十四年項目別國民所得額

(二) 昭和五年項目別國民所得額

(一) 大正十四年項目別國民所得額 (大正十四年に於ける國民所得)より抜萃)

項目	所得額	項目	所得額
總額	一三、三八二、三三三 千四	家事使用人の所得	八、〇〇〇
官公所得	四二五、三八五	世帯内に在る家事使用人の所得	一九九、七二八
官業及び官有財産収入	三五五、〇一四	副業のみを有する者の所得	二九、八〇〇
公共團體收入	七〇、三七一	配当所得	一九〇、三四九
私人所得	一二、九五六、九三八	勞力課税所得	一三、二七一
課税所得	五、一〇四、二二一	其の他の所得	八九二、五二三
非課税所得	七、八五二、七一一	國債の利子	六七、一六二
免税点以下の所得	六、九六〇、一九四	郵便貯金の利子	五一、七〇九
農業所得	一、六五八、五四〇	復興債券の利子	一四〇
水産業所得	二二三、〇七六	貯蓄債券の利子	三〇六
鉱業所得	二二四、六四八	非課税の恩給年金	六六、五四六
工業所得	一、八五二、三九〇	特種非課税所得(所得税免除所得)	二、五四一
商業所得	一、三〇一、四七八	海外在留本邦人送金	二五、四五三
交通業所得	四八二、〇一六	其他の所得	六七八、六六六
公務自由業所得	五七一、九九四		
其他の有業者の所得	二二一、四四六		

備考

1、「免税点以下の所得」中△印を附した「勞力課税所得」は「農業所得」以下「配当所得」の合計額より控除すべきものであることを示したのである。これは「免税点以下の所得」を推計する場合に、労働者はすべて免税点以下と看做して計算したため、現実に課税された労働者の所得(所謂勞力所得)が重複した結果となつたからである。勿論「勞力課税所得」は「課税所得」の中には含まれている。

2、※印を附した「其他の所得」は免税以下の者の所得總額(配当所得を除く)の二割を、仮りに脱税額と看做して推計した額に、なお以上に洩れた各所得たとえば神社、寺院、兵卒及刑務所人の所得中其の計數の推知出来るものを合算したものである。

3、本國民所得額は昭和三年十二月内閣統計局刊行の「大正十四年に於ける國民所得」に示す様に所謂人的方法即ち所得税統計を利用すると共に、免税点以下の者は國勢調査結果による職業別有業者數に各業別平均所得額を乗じて推計したものであつて、次表に示す物的方法に依つて推計した昭和五年の國民所得額とは、その推計方法を異にしてゐるからこの点注意されたい。

(三) 昭和五年項目別國民所得額 (昭和五年國民所得調査報告)より抜萃)

項目	実数			比率			各総額千に付					
	総額	官	公	私	総額	官	公	私	総額	官	公	私
総額	1,063,765	367,447	1,040,318	666,318	100	34	34	32	100	34	34	32
農業	1,831,955	3,003	6,437	1,835,392	100	0	3	92	100	0	1	99
水産	199,588	7	4,437	204,025	100	0	1	99	100	0	1	99
漁業	179,877	7	1,846	181,723	100	0	1	99	100	0	1	99
養殖	9,671	7	9,671	9,671	100	0	0	100	100	0	0	100
鉱業	2,991,554	4,832	2,986,722	2,991,554	100	1	1	99	100	1	1	99
工場工業	3,483,011	4,689	3,478,322	3,483,011	100	1	1	99	100	1	1	99
工業	2,066,337	4,689	2,061,648	2,066,337	100	1	1	99	100	1	1	99
家内工業	93,000	0	93,000	93,000	100	0	0	100	100	0	0	100
其の他	513,774	0	513,774	513,774	100	0	0	100	100	0	0	100
商業	2,706,079	0	2,706,079	2,706,079	100	0	0	100	100	0	0	100
物品販賣業	1,899,303	0	1,899,303	1,899,303	100	0	0	100	100	0	0	100
其の他	806,776	0	806,776	806,776	100	0	0	100	100	0	0	100
交通	844,364	274,893	34,868	569,567	100	33	4	63	100	33	4	63
運輸業	639,631	173,366	34,868	466,457	100	27	4	69	100	27	4	69
通信業	211,685	101,527	0	110,158	100	48	0	52	100	48	0	52
公務、自由業及家事 (その中で家事を除く)	1,346,703	0	1,346,703	1,346,703	100	0	0	100	100	0	0	100
公務、自由業	1,156,433	0	1,156,433	1,156,433	100	0	0	100	100	0	0	100
家事	190,270	0	190,270	190,270	100	0	0	100	100	0	0	100
国際投資及び 事業利得差額	△ 63,600	△ 36,274	△ 9,432	△ 177,902	100	57	15	28	100	57	15	28

△印は支拂超過を示す。

備考

本國民所得額は所謂物的方法によつて推計されたもので、昭和五年一ヶ年間の内地に於ての各種収益源泉から生じた純収益総額並に國際投資及び事業利得差額を計上したものである。各項目についての純収益額は農業は其の生産総額より生産に要した種苗・蚕種・飼料・肥料及び器具代を控除した價額、水産業、鉱業、工業、商業及び交通業は其の各生産総額より生産に要した原料、商品仕入代、廣告・交通・光熱及び動力費、機械器具及び工作物の減耗費を控除した價額、公務、自由業及び家事はその効用の全價額である。

なお詳細については、内閣統計局刊行「昭和五年國民所得調査報告」を参照されたい。

昭和二十三年十月五日 発行

昭和十年における我國富及び國民所得額

編者 総理廳統計局

東京都新宿區若松町九十五番地

発行者 総理廳統計局

東京都千代田區麹町五丁目二番地

印刷所 杉田屋印刷株式会社

東京都新宿區若松町九十五番地

発行所 総理廳統計局

電話九段(33)〇一九四一八番